

平成 27 年度 岩手県ふるさと食品コンクール開催要領

1 目的

県産農林水産物を使用し、その特性を生かした加工食品の優良事例を表彰することにより、県内での 6 次産業化の推進や県産農林水産物の消費拡大を図ることを目的に標記コンクールを開催します。

2 主催

岩手県

3 後援（予定）

東北農政局、いわて農林水産振興協議会、いわて食料産業クラスター協議会

4 開催日時

平成 27 年 11 月 5 日（木）10:00～16:00

5 場所

盛岡市中央卸売市場 第 4 会議室

6 出品物の基準

出品できる加工食品は、次の各項目の要件を満たすものとします。

ただし、学校部門については、下記①及び④を満たすものとします。

- ① 岩手県産農林水産物を主原料とし、岩手県内で製造又は加工の最終段階が行われた加工食品であること。
 - ② 既に販売又は販売を予定している加工食品であること。
 - ③ 食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等関係法規に違反しないこと。
 - ④ 本コンクールにおいて、過去に入賞したことの無い加工食品であること。
- ※ なお、平成 27 年度については、岩手県産「わかめ」及び「しいたけ」を使用した加工食品の出品を推奨します。

7 出品の申込み

(1) 申込方法

「平成 27 年度岩手県ふるさと食品コンクール参加申込書」を作成のうえ、郵便、FAX、メールのいずれかによりお申し込みください。

なお、申込状況によって 1 次審査への 1 事業者あたりの出品数を制限する場合がありますので、複数品申し込む場合は、参加申込書に出品希望順位を必ず記載してください。

※申込書は、県公式ホームページからダウンロードしてください。

県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/nourinsuisan/hanro/038062.html>)

トップページ>産業・雇用>農林水産業一般>販路拡大 からもご覧いただけます。

(2) 申込先

岩手県農林水産部流通課 6 次産業化推進担当

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

E-mail: AF0003@pref.iwate.jp

TEL: 019-629-5739 FAX: 019-651-7172

(3) 申込み締切

平成 27 年 10 月 13 日（火）17 時必着とします。

ただし、郵便の場合は平成 27 年 10 月 13 日（火）の消印まで有効とします。

8 出品物の搬入・展示

- (1) 搬入の期日
平成 27 年 11 月 5 日（木）9：00～9：45
- (2) 搬入場所
盛岡市中央卸売市場 第 4 会議室
- (3) その他
 - ・出品物の搬入に要する経費は、出品者負担とします。
 - ・出品申込者に対して、搬入・展示に係る詳細を、別途 10 月下旬頃までにご連絡します。

9 審査

- (1) 審査の方法
審査は、審査員が試食等を行う第 1 次審査と、入賞者を決定する第 2 次審査により構成されます。
- (2) 審査の内容
別に定める「岩手県ふるさと食品コンクール審査要領」により実施します。
- (3) 出品者の立会い
第 1 次審査時には必ず立会いをお願いします。（審査時間については、別途お知らせします。）
- (4) 審査員の構成（予定）
加工食品や食産業等に関する有識者（県内の加工食品取扱業者、岩手県食のプロフェッショナルチームアドバイザー等）

10 表彰

審査の結果、優秀な者については、下記の表彰（計 10 点）を行います。

なお、最優秀賞は、各部門の優秀賞（計 3 点）の中から 1 点を選定します。

- (1) 食品企業部門
優秀賞 1 点、優良賞 2 点
- (2) 個人・加工グループ部門
優秀賞 1 点、優良賞 2 点
- (3) 学校部門（高等学校、専門学校、短期大学及び大学）
優秀賞 1 点、優良賞 2 点
- (4) 部門共通
特別賞 1 点

※ 申込みのあった加工食品のうち、岩手県産わかめ及びしいたけを使用した、特に優秀である加工食品について選定します。

11 その他

- (1) 岩手県ふるさと食品コンクールに入賞した作品の中から、販売実績等を勘案し、平成 28 年度に開催予定の「優良ふるさと食品中央コンクール」（全国審査）の推薦候補を選定します。
- (2) また、入賞作品については、次の方法により主催者側においても PR を行う予定です。
 - ① 県産品販売店での「入賞商品コーナー」の設置による展示や販売
 - ② いわて黄金食財（主催者発行の食財カタログ）への掲載
 - ③ いわて公式食の総合ポータルサイト「いわて食財倶楽部」や Facebook「いわて食財サポーター通信」等での商品 PR のほか、岩手県主催の各種イベント（商談会やフェア等）での商品紹介
- (3) 食品表示に関することについては、下記の消費者庁のホームページを参照のうえ、疑問点等がある場合は保健所等にご相談願います。
 - 知っておきたい食品の表示 (http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syoku_hyou_all.pdf)
 - 新しい食品表示制度に関すること
 - ・リーフレット (http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_reaf-newyouji.pdf)
 - ・食品表示基準の概要 (http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_kijyun-gaiyo.pdf)